

都市計画法に基づく開発許可
又は
盛土規制法に基づく盛土等許可に
係る
工事の施行に伴う注意事項

令和5年9月

尾道市建設部

1 工 事 の 施 行

工事は、尾道市、県（知事又は所管の建設事務所長をいう。以下同じ。）その他関係行政機関の指示・指導を受けて適正に施行すること。

なお、盛土等とは、宅地造成、特定盛土等、土石の堆積をいう。（以下同じ。）

2 工事の際に必要な手続

- (1) 工事に着手したときは、工事着手届出書を提出すること。

工事着手届出書

〔 開発許可 尾道市都市計画法施行細則第14条、様式第19号
盛土等許可 広島県宅地造成及び盛土規制法施行細則第5条、様式第1号 〕

- (2) 中間施工状況報告書（開発許可の場合のみ）

※盛土規制法第15条第2項又は第34条第2項に規定する盛土規制法の許可みなしとなる場合は、当該中間施工状況報告書の様式を（3）の定期報告書の様式に代えることができる。

工事が次の①から③に掲げる工程に達したときは、その都度、中間施工状況報告書を提出すること。

中間施工状況報告書

〔 開発許可 尾道市都市計画法施行細則第15条、任意様式 〕

工程
① 擁壁の床掘りを完了したとき。 ② 鉄筋コンクリート擁壁を設置する場合にあっては、その基礎配筋を完了したとき ③ 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したとき。

- (3) 定期報告（盛土等許可、開発許可のうち盛土規制法の許可みなしとなる場合のみ）

工事着手から3か月毎（工期が3か月未満の場合は45日）に、工事の進捗状況を記載した定期報告書等を次の表のとおり提出すること。

定期報告書

〔 盛土等許可 広島県宅地造成及び盛土規制法施行細則
第15条第1項、別記様式12号
第15条第2項、別記様式13号
第28条第1項、別記様式19号
第28条第2項、別記様式20号 〕

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ 5m 超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超 (①~④を除く)	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留の施行状況	様式第 12 号 又は第 19 号 盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	工期が 3 カ月未満の工事については、工事着手届の着手年月日から 45 日、3 カ月以上の工事は、3 か月ごと	左記「報告の期間」の末日から 7 日以内
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超	報告時点における土石の堆積の施行状況 (空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む)	様式第 13 号 又は第 20 号 土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真		

表 定期報告を要する規模及び報告事項並びに申請書類

(4) 中間検査申請 (盛土等許可又は開発許可のうち盛土規制法の許可みなしとなる場合のみ)

工事が次の①から⑤に掲げる規模であって、盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する工程を終えたときは、当該工程を終えてから 4 日以内に中間検査申請書に検査対象を明示した平面図を添付し、提出すること。

中間検査申請

(盛土等許可 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
第 4 6 条、第 7 6 条、別記様式第 1 3 号)

中間検査の対象となる規模
① 盛土で高さ 2m 超の崖 ② 切土で高さ 5m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖 (①、②を除く) ④ 盛土で高さ 5m 超 (①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超 (①~④を除く)

(5) 工事が完了したときは、工事の完了届 (盛土等許可の場合は、完了検査申請書又は確認申請書) を提出すること。

工事完了届出書、完了検査申請書

(開発許可 都市計画法施行規則第 2 9 条、別記様式第 4 号
盛土等許可 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
第 4 0 条、第 7 0 条、別記様式第 9 号
第 4 3 条、第 7 3 条、別記様式第 1 1 号)

3 許可標識の掲示

許可標識（別記1）は、工事の期間中、その工事現場の見やすい場所に掲示すること。

なお、盛土規制法の許可みなしとなる場合は、開発許可及び盛土等許可に関する許可標識両方を掲示すること。

許可標識

〔	開発許可	尾道市都市計画法施行細則第9条、様式第12号	〕
	盛土等許可	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 第87条、様式第23号、24号	

4 工程写真の撮影

工事中における構造物の床堀、型枠、コンクリートの施行状況、形状寸法などが確認できるように写真を撮影し、整理して、前記2の(2)から(5)の際に提出すること（写真撮影については、別記2の「構造物等の写真撮影に際しての留意事項」によること。）。

5 許可事項等の変更

工事の計画、許可を受けた者又は工事施行者などに変更がある場合は、速やかに連絡し、その指示を受けること。

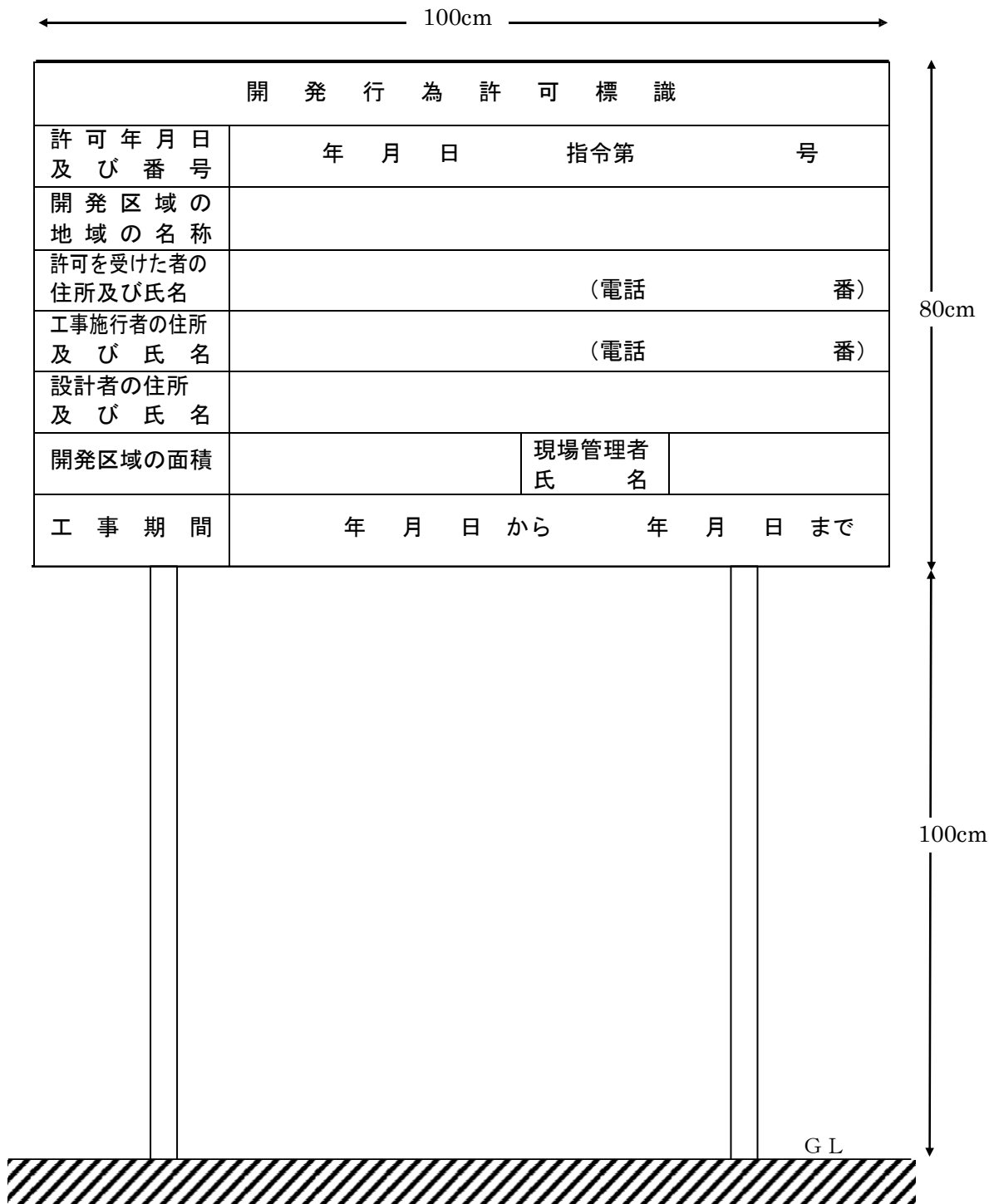
6 その他

- (1) 工事に際し、道路、河川その他の公共施設を不法に使用又は占用しないこと。
- (2) 周辺住民等利害関係者と紛争が生じるおそれのある場合、又は生じた場合には、直ちに対処し問題の解決に当ること。
- (3) 工事の完了検査を受ける際には、工事の施行区域、同区域内の宅地の区画について、杭、鋸などにより、その境界を明示しておくこと。
- (4) 工事に際しては、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日付け国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官通知）に留意し適正に施行すること。（沈砂地については、適正な管理状況が確認できるよう定期的に写真を撮影し、前記2の(2)から(5)の際に提出すること。

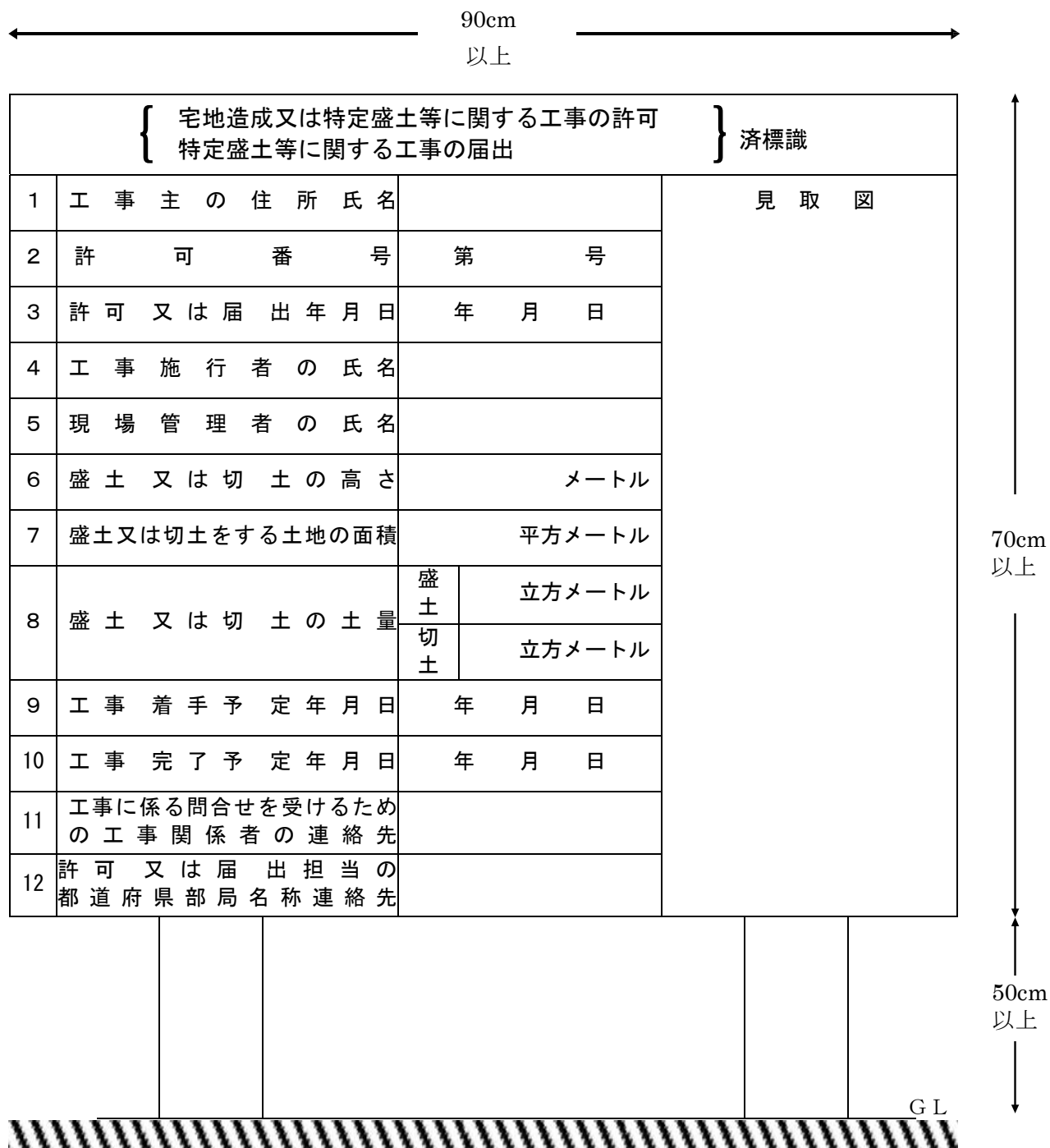
(別記1)

許可標識の様式

1. 開発行為許可標識



2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識



[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

3 土石の堆積に関する工事の標識

90cm
以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるの 工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の 都道府県部局名称連絡先		

70cm
以上

50cm
以上

GL

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

(別記 2)

構造物等の写真撮影に際しての留意事項

1 写真撮影の目的

構造物等の外部からの検査が困難な箇所の形状寸法及び施行状況について、写真撮影により記録し、中間及び完了検査の際の資料とするものである。

2 写真撮影上の留意事項

(1) 工事着手前及び完成の写真

ア 全景及び工事着手前の状況が比較して確認できるように、同じ位置から同じ方向で撮影すること。

イ 写真撮影の箇所を平面図に番号で明示すること。

(2) 工事中の写真

構造物等の断面寸法の測定状況が確認できるように撮影すること。

ア 構造物等の基礎、床掘り完了、段切完了後の状況

イ 構造物等の構造寸法の状況

ウ 練積み造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、裏込め材、隅角補強の状況（基礎、中間、天端下付近（高さ 3～5m までは 4 ヶ所程度））の状況を撮影すること。

エ 鉄筋コンクリート造擁壁及び構造物等の型枠、配筋状況（底版、たて壁等断面計算を行った箇所）について撮影すること。

オ 地下排水溝その他の埋設構造物の寸法の状況を撮影すること。

カ 使用材料で完成後では撮影できないものを撮影すること。

(注) ア～カまでの構造物等の寸法の測定写真撮影時は、必ずスタッフ、ポール等の測定器具を当て、当該寸法が明確に読み取れるようにするとともに、部分的な断面寸法とならないように注意し、延長約 20m ごとに位置を明示して断面の測定を撮影すること。

(3) 許可標識設置状況の写真

設置箇所で撮影すること。

(4) 特殊な工法、材料を使用する場合の写真について

特殊な工法、材料を使用する場合は、管理点及び撮影時期等について事前に協議すること。

3 写真の整理方法

(1) 写真はカラーとし、A 4 版に整理して 1 部提出すること。

(2) 着手前、完成、土工、擁壁工、排水工、防災工等の順に管理点ごとの工程順序に整理すること。

(3) 写真帳には、工程ごとにインデックスをつけること。

4 管理点について

原則、設計図書に示された管理点を使用すること。

(1) 擁壁の管理点

ア 擁壁の種類ごとに最低 1 ヶ所は管理点を設けること。

イ 擁壁の延長が 20m を超えた場合は新たな管理点を追加すること（詳細は担当者で協議すること。）。

ウ 擁壁の管理点には（A、B、C 等）の管理点記号をつけること（図面には赤色にて表示すること。）。

エ 隅角補強がある場合、擁壁の種類ごとに 1 ヶ所以上の管理点を設けること。

(2) 水路の管理点

ア 水路の種類ごとに最低 1 ヶ所は管理点を設けること。

イ 水路の延長が 20m を超えた場合は新たな管理点を追加すること（詳細は担当者で協議すること。）。

ウ 水路の管理点には（1、2、3 等）の管理点番号をつけること（図面には青色にて表示すること。）。

(3) 集水桝の管理点

- ア 集水桝は種類ごとに最低1ヶ所は管理点を設けること。
- イ 集水桝の個数が10個を超えた場合は、新たな管理点を追加すること（詳細は担当者と協議すること。）。
- ウ 集水桝の管理点には（①、②、③等）の管理点番号をつけること（図面には青色にて表示すること。）。
- エ 同一断面にて擁壁と水路の管理をする必要のある場所の表示方法は、擁壁の管理点（図面に赤色表示）若しくは、水路の管理点（図面に青色表示）の位置を少しずらすなどして、わかりやすく記入すること。

(4) 宅地の転圧のまきだし厚の管理点【まきだし厚は30cm以下とすること。】

- ア 転圧状況の全景が写真に写る場所を選定すること（詳細は担当者と協議すること。）。
- イ 管理点には（ア、イ、ウ等）の管理点番号をつけること（図面には赤色にて表示すること。）。

(5) 給水施設、汚水排水施設は、関係課と協議の上、管理すること。

※ 注意事項

(1) 現場での管理点の表示について

完了検査の前には擁壁、水路天に管理点を表示しておくこと。

(2) 上墨について

上墨の位置を表示し、必ず写真撮影をすること。

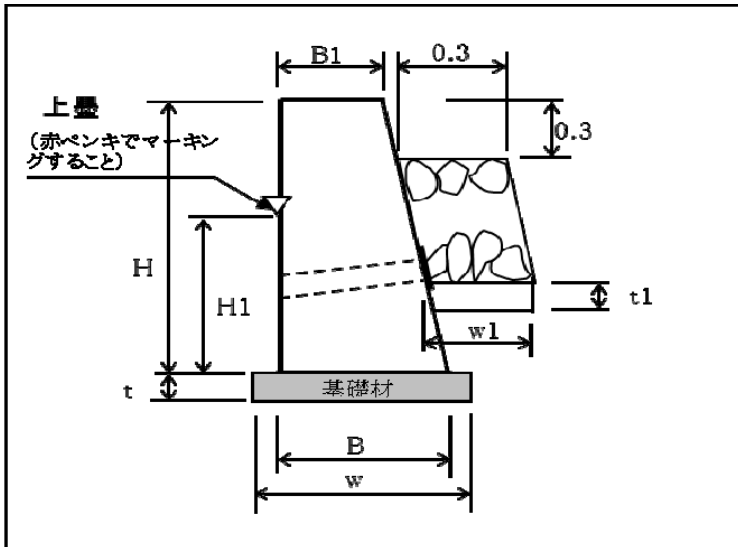
(3) 配筋写真について

鉄筋コンクリート造擁壁等については、たて壁、底版とも横断方向及び延長方向の鉄筋径、配筋ピッチを撮影すること。

5 表示方法について

(1) 重力式擁壁

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。

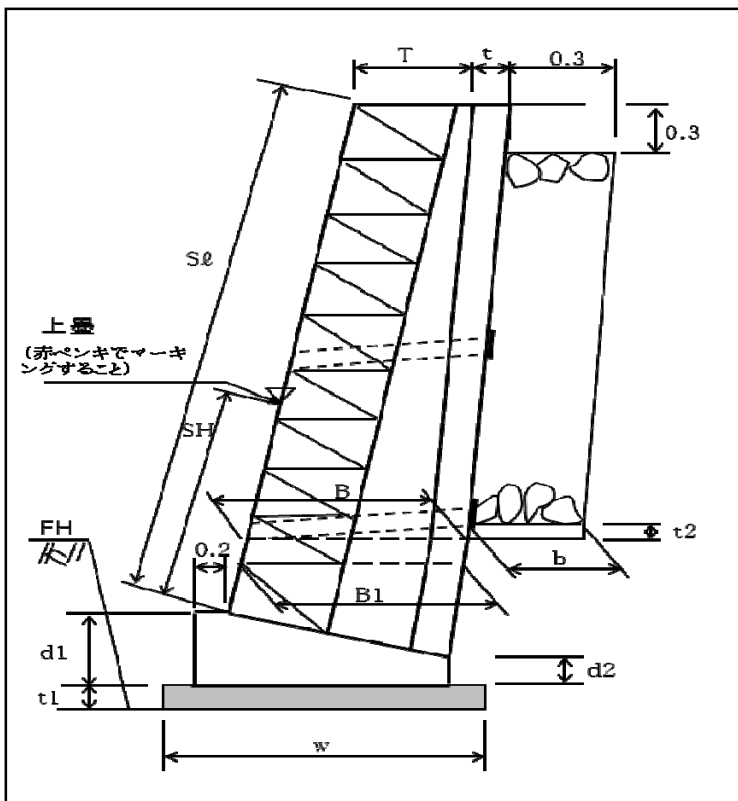


H: 擁壁の高さ
 B: 擁壁底面の幅
 B1: 擁壁天端の幅
 w: 基礎材の幅
 t: 基礎材の厚み
 w1: 止水コンクリートの幅
 t1: 止水コンクリートの厚み
 0.3: 裏込砕石の幅
 0.3: 裏込砕石天端から擁壁天までの高さ
 H1: 上墨の高さ

○状況写真 ・ 吸出防止材の施行済（壁裏面）の状況写真（管理点付近）
 ・ 裏込材の転圧状況写真

(2) ブロック積擁壁

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



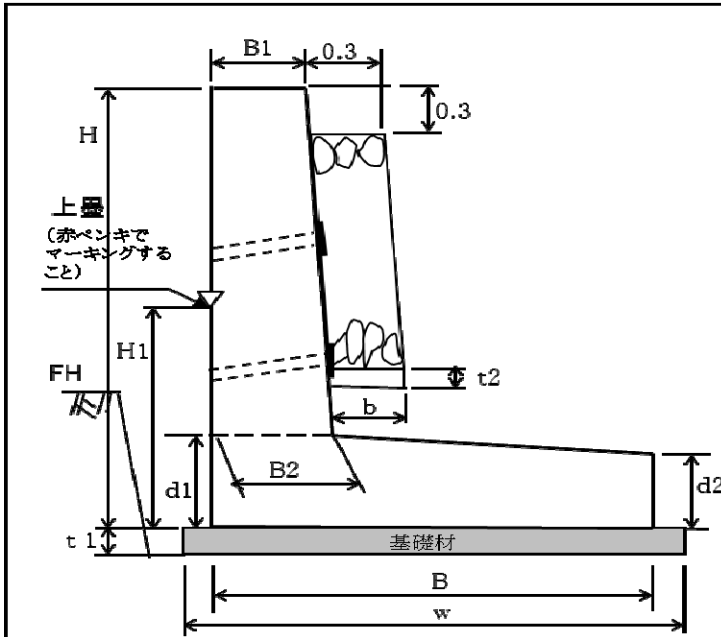
S0: 擁壁の長さ
 T: 天端の幅
 t: 裏コンの厚さ
 w: 基礎材の幅
 t1: 基礎材の厚み
 d1: ブロック基礎の高さ(前面)
 d2: ブロック基礎の高さ(背面)
 B: 埋戻地盤面での擁壁の幅
 B1: 根石での擁壁の幅
 b: 止水コンクリートの幅
 t2: 止水コンクリートの厚み
 0.3: 裏込砕石の幅
 0.3: 裏込砕石天端から擁壁天までの高さ
 SH: 上墨の高さ

○状況写真 ・ 吸出防止材の施行済（壁裏面）の状況写真（管理点付近）
 ・ 裏込材の転圧状況写真

(3) 鉄筋コンクリート造擁壁

① L型擁壁

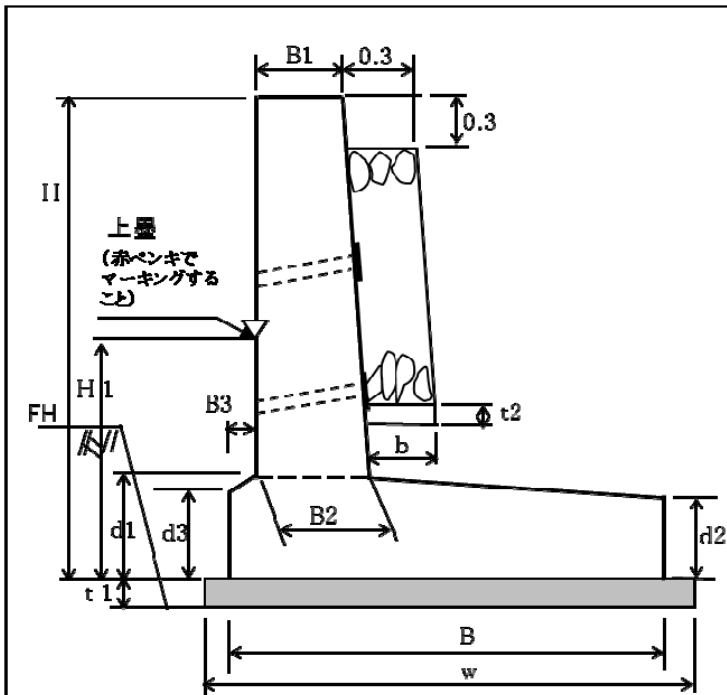
○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



- H: 擁壁の高さ
- H1: 上墨の高さ
- B: 底版幅
- B1: 天端の幅
- B2: たて壁下端の幅
- d1: 底版前面の厚み
- d2: 底版背面の厚み
- w: 基礎材の幅
- t1: 基礎材の厚み
- b: 止水コンクリートの幅
- t2: 止水コンクリートの厚み
- 0.3: 裏込碎石の幅
- 0.3: 裏込碎石天端から擁壁天端までの高さ

② 逆T型擁壁

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



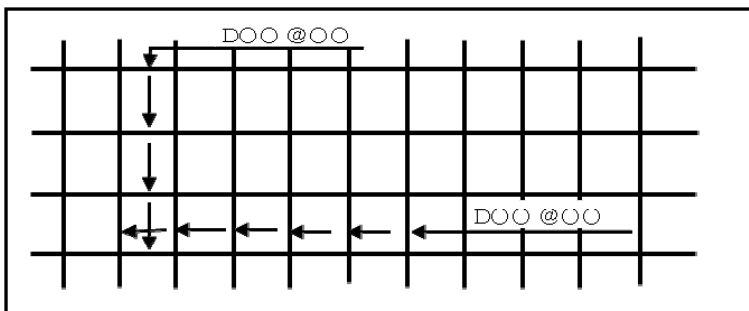
- H: 擁壁の高さ
- H1: 上墨の高さ
- B: 底版幅
- B1: 天端の幅
- B2: たて壁下端の幅
- B3: つま先部の幅
- d1: 底版の厚み
- d2: 底版背面の厚み
- d3: つま先部の厚み
- w: 基礎材の幅
- t1: 基礎材の厚み
- b: 止水コンクリートの幅
- t2: 止水コンクリートの厚み
- 0.3: 裏込碎石の幅
- 0.3: 裏込碎石天端から擁壁天端までの高さ

③ 状況写真

- ・ 吸出防止材の施行済の状況写真 (管理点付近)
- ・ 止水コンクリート打設済の状況写真 (管理点付近)
- ・ 裏込碎石施行済の状況写真 (管理点付近)
- ・ 鉄筋のかぶり厚の状況写真 (管理点付近)

④ 配筋（たて壁前面・たて壁背面・底版上面・底版下面）

○状況写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。

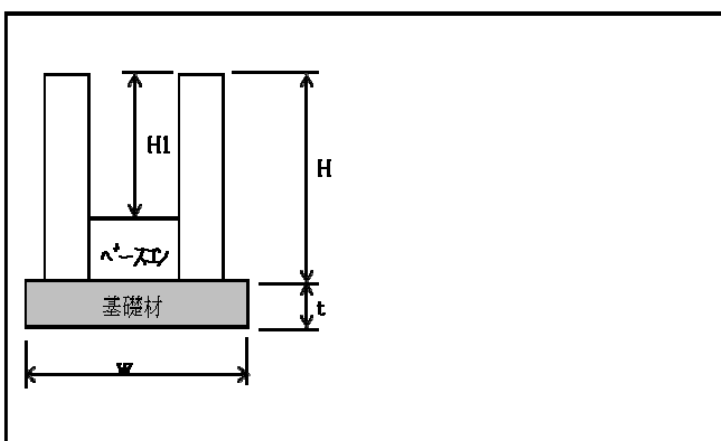


- ・鉄筋径、配筋ピッチを黒板に表示すること。
- ・鉄筋のかぶり厚の写真を撮ること。
- ・縦横方向の鉄筋間隔写真を撮ること。
- ・鉄筋間隔の写真は箱尺、リボンテープ等を使用すること。

(4) 水路

① 現場打水路等

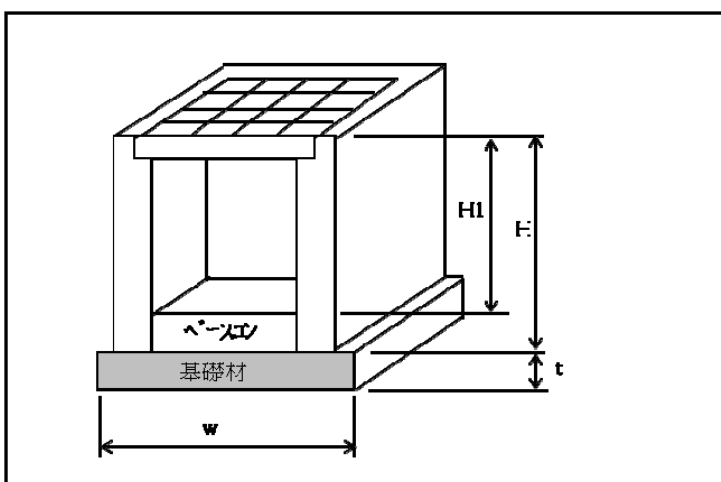
○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



- H: 基礎天端から水路天端までの高さ
- H1: 水路深
- t: 基礎材の厚み
- w: 基礎材の幅

② 集水桝

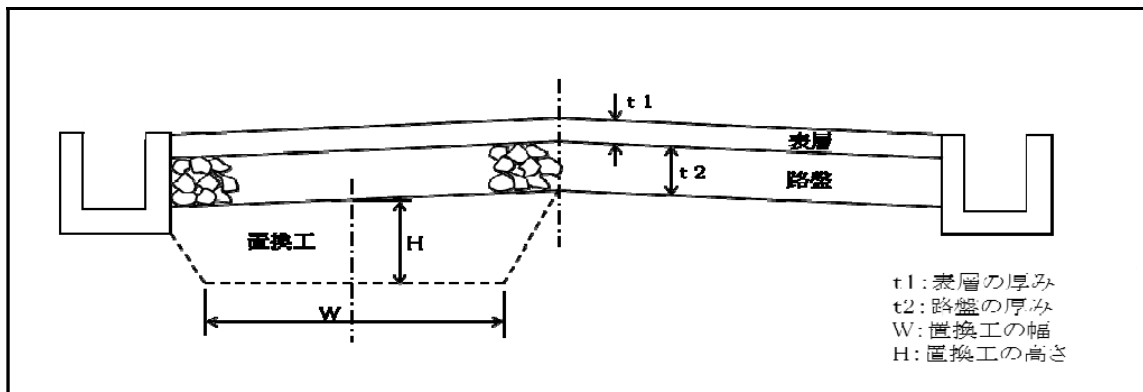
○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



- H: 基礎天端から水路天端までの高さ
- H1: 水路深
- t: 基礎材の厚み
- w: 基礎材の幅

(5) 道路

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。

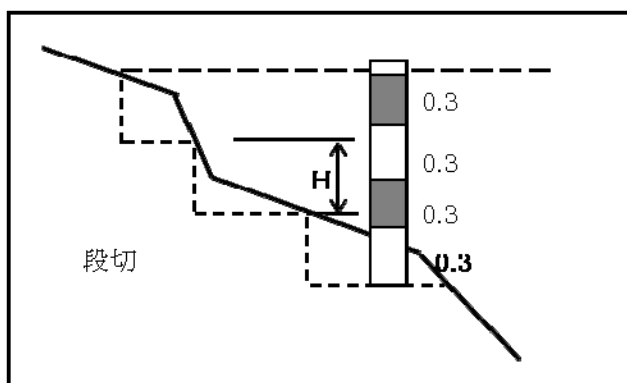


- 状況写真 ・ 管理点付近
・ 置換工の施行状況写真
・ 路床転圧状況写真
・ 路盤転圧状況写真
・ 舗装転圧状況写真

(6) 土工

① 段切

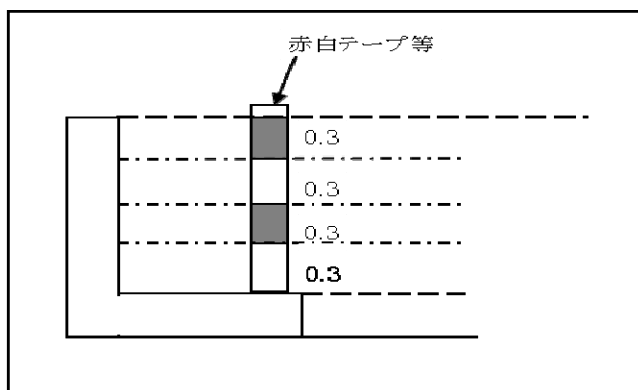
○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



H:段切の高さ
(Hは0.5~2.0mで現場に応じて決定すること。
・段切の高さ(中間ヶ所の1ヶ所でよい)を撮影すること。

② 盛土

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



・まきだし厚みの表示方法について
(定規を設置し転圧の写真管理をすること。)